

(特定施設での外部ヘルパーの利用について)

(ご家族からの質問)

母が介護付きホームに入居している。徘徊がひどくなり、ホームのケアマネジャーから「誰かついていなければならなくなったので外部のヘルパーを全額自己負担でお願いしてほしい」と言われている。午前2時間、午後2時間で月額 45 万円の負担増となる。ホームと相談することになっているが、どうすべきか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

該当ホームは、介護付有料老人ホームで、上乘せ介護費も徴収していることから、職員配置は手厚いことを担保しているものと思われます。そのような中で、今回の外部ヘルパーを利用した提案はあまりに唐突であり、月額利用料金以外に安易に費用負担を求めることは、介護付きホームとして不相当と思われます。

そもそも、介護付きホーム(特定施設入居者生活介護)とは、ホームのケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、ホームの職員によって、食事介助や入浴介助、排泄介助などのほか、生活全般にかかわる身体的介護サービスと、機能回復のためのリハビリテーションを受けられる厚生労働省令が定めた施設のことです。ただし、ホームの職員数にも限りがあり、お客様の要望を無制限に叶えることはできません。限られた職員で、ご入居者のためにホームがどのようなサービスを提供するつもりなのかケアプランに記載されますので、その内容をご確認ください。そのうえで、ご入居者・ご家族の意向を伝え、どのようなケアが適切かをホームと一緒にご検討ください。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

一般的に、介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)は、ホームの看護・介護職員等により、適時、適切に介護サービスが包括的に提供されるべきものであり、居宅サービス基準の規定により標準的に配置される職員の人件費等を基礎として、要介護度状態区分又は要支援の区分に応じて一律の介護報酬が定められています。したがって、ホームの看護・介護職員等によって提供されるサービスについては、介護保険の給付対象となっているものであり、利用料の他に別途費用を受領することはできないものとされています。

また、要介護者等の人数に応じて看護・介護職員の人数が一定の要件を満たす場合に、人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料を受領できるものとされています。

このことから、ホームは、配置されている職員の員数等も考慮し、ホームが入居者に提供することができる介護サービスを、特定施設サービス計画に明記し、説明同意を得る必要があります。

一方で、あらかじめ特定施設入所者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスについては、その利用料を受領できるものとされていますが、あくまでもホームが提供するサービス以外のものを利用者・ご家族が個別に求める場合にに限られますので、別途外部サービス等を利用し、介護サービスに係る費用を請求することには、慎重な対応が必要です。

特定施設入所者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号)(リンク)